

収入印紙

1,000円

貼 付

仮監査役選任申立書^{注1}

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(※ 割印不可)

東京地方裁判所民事第8部 御中

申立人代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

申 立 人 ○ ○ ○ ○

(送達場所) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇法律事務所

同代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

TEL 03-0000-0000

FAX 03-0000-0000

申立ての趣旨

〇〇株式会社（本店 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号）の仮監査役の職務を行うべき者の選任を求める。

申立ての理由

1 〇〇株式会社（以下「本件会社」という。）は、鉄鋼の販売・加工・倉庫業などを目的とする株式会社である。

申立人は、本件会社の取締役である。

- 2 本件会社の監査役としては、令和〇〇年〇月〇日開催の定時株主総会においてAが選任され、当該1名のみが就任していたところ、同年〇月〇日、同監査役が急死してしまった。そのため、本件会社は、取締役会設置会社であるにもかかわらず、監査役に欠員が生じている状況にある。^{注2}
- 3 本件会社は、令和〇〇年11月30日の営業年度終了に伴い、決算の手續中であつて、決算案を同年12月開催予定の取締役会、令和〇〇年2月開催の株主総会で承認を得るべく目下準備中であり、監査役の欠員は決算手續の遂行に深刻な影響を与えている。^{注3}
- 4 よつて、令和〇〇年2月〇日開催予定の定時株主総会において、監査役を選任するまでの間、会社法346条2項に基づき、本件会社の仮監査役の選任を求める。

疎明方法

- 甲第1号証 本件会社の登記事項証明書
甲第2号証 本件会社の定款写し
甲第3号証 除籍謄本
甲第4号証 陳述書

添付書類

本件会社の登記事項証明書	1通	
委任状	1通	
申立書副本	1通	
甲号証写し	各2通	以上

注1 申立ての方式や要件は、仮取締役選任申立書の脚注を参照ください。

注2 社外監査役、常勤監査役が欠けた場合

監査役設置会社の場合、監査役は3名以上、かつ、その半数が社外監査

役である必要があります（会社法 335 条 3 項）。法定の社外監査役を欠いて行われた監査は手続的瑕疵を帯び、定時株主総会における計算書類承認決議は取消しの訴えの対象となると解されていますので、社外監査役が欠けた場合は、「役員等の員数が欠けた場合」に該当します。

また、監査役会設置会社において常勤監査役（会社法 390 条 3 項）が欠けた場合でも、残った監査役の中から常勤監査役を選任すれば足りるため、原則として仮監査選任の必要はありません。しかし、他の監査役が非常勤であることを前提に監査役を引き受けている場合等、残った非常勤監査役の中から常勤監査役を選任することが困難な場合には、「役員等の員数が欠けた場合」に該当すると解されます。

注 3 仮監査役を選任の必要性

監査役設置会社における監査役は、計算書類の監査をし、それが定時株主総会において承認されることになることから、監査役設置会社において定時株主総会を開催するために監査役は不可欠です。そこで、定時株主総会まで間がなく、臨時株主総会を開催して監査役を選任できないような場合等には、仮監査役を選任する必要があるものと考えられます。

なお、監査役が任期中に辞任した場合には、本来、後任監査役が選任されるまで、辞任した監査役が監査役権利義務者として監査役の職務を遂行する必要があります。しかし、実際には、辞任した監査役が全く職務を行わない事態もあり得るところ、監査役選任議案についての同意（会社法 343 条 1 項）を得る必要がある場合には、仮監査役選任の必要性が認められると考えられます。